

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

完全試合を意識したダルビッシュの最後の一投は、平常心がいかに難しいかを教えてくださいました。頭では分かっても、喜怒哀楽までコントロールすることは難しいことです。平常心にこだわり、無理に落ち着こうとする方が、かえってバランスを崩し心を乱すものです。どんな結果でも素直に認め、受け入れる覚悟さえあれば、目の前のことに集中でき、無心になれます。考えてもしかたないこともあります。ただ、人事だけは尽くさなければなりません。

受験の前や困難に立ち向かう時の我が家の合い言葉は「ケセラセラ」です。

私の書棚より

○不確実性に挑戦する人間の想像力という原始的な能力こそが会社の利益の源泉なのだということを忘れてはならない。

○ひとつだけ共通して法則化できそうなことは、なんらかのがむしやらない挑戦があったからこそ結果にすぎないということだ。

○継続顧客を捨てて、新しい顧客獲得にアタックしている会社のほうが、結果として継続企業を魅了し、いつまでも囲い込むことができるのである。

「もう終わっている会社」
古我知史著 ディスカバー

税務アンテナ

□青色申告法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度において、雇用者 1 名当たりの平均給与等支給額が直前事業年度の平均給与等支給額以上であり、かつ、雇用者給与等支給額が 5 % 以上増加した場合には、その増加額の 10 % 相当額が、その事業年度の法人税額から控除できます。ただし、その事業年度の法人税額の 20 % 相当額が限度となります。なお、この場合の雇用者には、法人の役員及び特殊関係者は含まれません。また、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度においては、雇用者数を 2 人以上、かつ雇用増加割合 10 % 以上増加させた場合、雇用者 1 人当たり 40 万円の税額控除との選択適用が出来ます。

□平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに、30 歳未満の者が直系尊属から教育資金贈与を受けた場合、1,500 万円まで贈与税が非課税になります。この適用を受けするためには、信託会社や銀行、証券会社との教育資金管理契約に基づいて、信託等しなければなりません。また、教育資金の支払の際には、領収書の提出が必要となります。この特例は、相続開始前 3 年以内の贈与であっても、相続税の課税価格に加算されません。また、相続時精算課税や暦年課税の非課税特例も別に適用を受けることができます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

5 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 4 月分の源泉所得税の納付
15 日	○ 特別農業所得者の承認申請
31 日	○ 3 月決算法人の確定申告 ○ 9 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 6 月、9 月、12 月決算法人の消費税中間申告

31 日	○ 5 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	------------------------

今月の贈る言葉『ゴールはその先にいつも控えている』 by 和田秀樹